

「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等に関する意見募集について

1. 趣旨・背景

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第4項では、同条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとされています（これらの規定は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）により新設されるもので、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

消費者庁では、公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書¹（以下「報告書」といいます。参考1参照）を踏まえ、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」（以下「本指針案」といいます。）を作成しました。

また、消費者庁では、報告書を踏まえ、今後、本指針案に関連して、「指針の解説」（仮称）（※）も作成する予定です。

（※）「指針の解説」について

「指針の解説」では、事業者が本指針案に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方や、想定される具体的取組事項等を示す予定です。

具体的には、本指針案の構成に沿って、

- ・ 現行の民間事業者向けガイドライン²（参考2）に記載の事項
- ・ 報告書において「指針の解説において明らかにすることが適当である」とされている各事項（報告書の「●」の各項目に記載の事項）

を盛り込む予定です。

なお、現行の民間事業者向けガイドラインは、その記載事項を原則として「指針の解説」に盛り込むことで統合する予定です（従前のガイドラインの整理等については参考3参照）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

¹ 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_001/assets/review_meeting_001_210421_0001.pdf

² 公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）

2. 意見募集対象

(1) 本指針案（別紙参照）

(2) 「指針の解説」に盛り込むべき具体的取組事項（※）

（※）上記のとおり、「指針の解説」には、

① 現行の民間事業者向けガイドラインに記載の事項

② 報告書において「指針の解説において明らかにすることが適当である」とされている各事項（報告書の「●」の各項目に記載の事項）

を盛り込む予定です。

これらの事項のほか、指針の各項目に沿った対応をとるために想定される具体的な取組事項がございましたら、御意見をお願いします。

3. 意見募集期間

令和3年4月28日（水）から同年5月31日（月）まで（必着）

4. 意見記載方法

御意見は、意見用紙（別添）を御利用いただくか、次に掲げる事項を日本語で記載した上で御提出ください。

(1) 御意見の【対象】

上記の意見募集対象である本指針案のうち、提出いただく御意見の対象となる箇所を明記してください。

<記載例>

(1) 本指針案に関する御意見の記載例

- ・(1) 「指針案の第3 1」に対する意見
- ・(1) 「指針案の第4」の全体にわたる意見
- ・(1) 指針案に関するその他意見

(2) 「指針の解説」に関する御意見の記載例

- ・(2) 「指針の解説」に盛り込むべき具体的取組事項

(2) 御意見の【内容】及び【理由】

御意見の内容及び理由については、記載場所を分けるなどして、御意見の部分と理由の部分を区別して記載してください。

※1 複数の箇所について御意見を出される場合には、対象となる箇所に応じて記載場所を分けていただくなど、各御意見の【対象】・【内容】・【理由】がそれぞれはつきりと分かるように記載してください。

※2 意見用紙を御利用の際は、用紙1枚につき1つの意見を記載し、複数の箇所について御意見を提出される際は、複数枚の用紙を使用してください。

※3 本指針案全体について御意見いただく場合など、御意見の【対象】となる箇所を特定するのが難しい場合は、「その他」と記載してください。

5. 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により御提出ください。

なお、電話による御提出には対応できませんので、あらかじめ御了承願います。

(1) インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送

(3) F A X

※1 可能な限りインターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）により御提出願います。

※2 インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）を御利用の場合には、同フォーム所定の必要事項を御入力ください。

※3 郵送又はF A Xを御利用の場合には、以下の事項を御記入ください。

【1】タイトル（「公益通報者保護法に基づく指針に関する意見」と御記入ください。）

【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）

【4】住所

【5】電話番号

【6】電子メールアドレス

【7】御意見（600字を超える場合、要旨を添付してください。）

* 是非意見用紙を御利用ください。

※4 郵送を御利用の場合には、封筒表面に「公益通報者保護法に基づく指針に関する意見」と朱書きして、以下の宛先へ提出してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁消費者制度課 公益通報者保護制度 意見募集担当宛て

※5 F A Xを御利用の場合には、表題を「公益通報者保護法に基づく指針に関する意見」として、以下の宛先へ提出してください。

F A X番号：03-3507-9283

消費者庁消費者制度課 公益通報者保護制度 意見募集担当宛て

6. 注意事項

- ・御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見・情報は、氏名・住所・電話番号等の個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があること、また、その内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者制度課 戸塚、金山、甲賀

TEL : 03-3507-9253

FAX : 03-3507-9283